令和８年度 障がい者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）及び市川市障がい者活躍推進計画に基づき、令和８年６月１日時点の障がい者任免状況について、以下のとおり公表します。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障がい者である職員数	③ 実雇用率	（参考） 法定 雇用率
市長部局	2916.0	85.5	2.93%	2.8%
教育委員会	700.0	20.5	2.93%	2.8%

※ 障がいの種類別職員数については、障がい者の種類・程度の区分ごとの職員数が１桁で少なく、他の情報と照合し、又は各年の職員数を比較すること等により、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

注１　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注２　②欄の「障がい者である職員数」とは、身体、知的及び精神障がい者である職員数の計であり、法令に基づき、以下の表のとおりカウントしている。

障がい者区分		１週間の勤務時間	１人当たりの カウント数
重度	身体障がい者及び知的障がい者	３０時間以上	２人分
		２０時間以上３０時間未満	１人分
		１０時間以上２０時間未満	０．５人分
重度以外	身体障がい者及び知的障がい者	３０時間以上	１人分
		２０時間以上３０時間未満	０．５人分
精神障がい者		２０時間以上	１人分
		１０時間以上２０時間未満	０．５人分

注３　③実雇用率＝②／①×１００（小数点以下第３位を四捨五入）